

大 学 院 学 則

第1節 総 則

第1条 本大学大学院は、本塾建学の精神に則り、学理及びその応用を教授研究し、学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2① 本大学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

② 前項については、別に定める。

第2節 課程及び組織

第2条 本大学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置き、その課程を次の各号に区分する。

- 1 次号から第5号までに掲げるものを除き、博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期博士課程（2年）及び後期博士課程（3年）に区分し、前者を修士課程として取り扱うものとする（以下「修士課程」という。）。
- 2 医学に関する博士課程および薬学に関する博士課程のうち薬学専攻の標準修業年限は、4年とし、前期および後期の区分は設けないものとする。
- 3 経営管理、政策・メディア、健康マネジメント、システムデザイン・マネジメント及びメディアデザインに関する修士課程の標準修業年限は、2年とし、後期博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 医学に関する修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 5 法学に関する専門職学位課程のうち法曹養成専攻の標準修業年限は、3年とし、グローバル法務専攻の標準修業年限は、1年とする。

第3条① 本大学大学院は、次の研究科、専攻及び課程を置く。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程	区 分
文 学 研 究 科	哲学・倫理学、美学美術史学、史学、国文学、中国文学、英米文学、独文学、仏文学、図書館・情報学	博 士 課 程	第2条第1号
経 済 学 研 究 科	経済学	博 士 課 程	第2条第1号
法 学 研 究 科	民事法学、公法学、政治学	博 士 課 程	第2条第1号
社 会 学 研 究 科	社会学、心理学、教育学	博 士 課 程	第2条第1号

商 学 研 究 科	商学	博 士 課 程	第2条第1号
医 学 研 究 科	医科学	修 士 課 程	第2条第4号
	医学研究系, 医療科学系	博 士 課 程	第2条第2号
理 工 学 研 究 科	基礎理工学, 総合デザイン工学, 開放環境科学	博 士 課 程	第2条第1号
経 営 管 理 研 究 科	経営管理	修 士 課 程	第2条第3号
	経営管理	後期博士課程	
政策・メディア研究科	政策・メディア	修 士 課 程	第2条第3号
	政策・メディア	後期博士課程	
法 務 研 究 科	法曹養成 (法科大学院)	専門職学位課程	第2条第5号
	グローバル法務		
健康マネジメント研究科	看護学, 公衆衛生・スポーツ健康科学	修 士 課 程	第2条第3号
	看護学, 公衆衛生・スポーツ健康科学	後期博士課程	
システムデザイン・ マネジメント研究科	システムデザイン・マネジメント	修 士 課 程	第2条第3号
	システムデザイン・マネジメント	後期博士課程	
メディアデザイン研究科	メディアデザイン	修 士 課 程	第2条第3号
	メディアデザイン	後期博士課程	
薬 学 研 究 科	薬科学	博 士 課 程	第2条第1号
	薬学	博 士 課 程	第2条第2号

② 法務研究科については、別に定める。

③ 各研究科および各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表7のとおりとする。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第5条 後期博士課程ならびに医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第6条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第7条～第9条 削除

第10条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- 1 講義及び演習については、毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。
- 2 実験及び実習については、各研究科において別に定める。

第4 社会学研究科

修士課程

第53条① 社会学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

社会学専攻

科学方法論Ⅰ (2)
 科学方法論Ⅱ (2)
 社会調査特論Ⅰ (2)
 社会調査特論Ⅱ (2)
 社会学史特論Ⅰ (2)
 社会学史特論Ⅱ (2)
 社会学理論特論Ⅰ (2)
 社会学理論特論Ⅱ (2)
 社会学特論Ⅰ (2)
 社会学特論Ⅱ (2)
 社会学講義 (2)
 社会史特論Ⅰ (2)
 社会史特論Ⅱ (2)
 文化人類学学説特論Ⅰ (2)
 文化人類学学説特論Ⅱ (2)
 文化人類学特論Ⅰ (2)
 文化人類学特論Ⅱ (2)
 民俗学特論Ⅰ (2)
 民俗学特論Ⅱ (2)
 歴史民俗学特論Ⅰ (2)
 歴史民俗学特論Ⅱ (2)
 コミュニケーション特論Ⅰ (2)
 コミュニケーション特論Ⅱ (2)
 マス・コミュニケーション特論Ⅰ (2)
 マス・コミュニケーション特論Ⅱ (2)
 行動科学特論Ⅰ (2)
 行動科学特論Ⅱ (2)
 社会心理学特論Ⅰ (2)
 社会心理学特論Ⅱ (2)
 パーソナリティ特論Ⅰ (2)
 パーソナリティ特論Ⅱ (2)
 パーソナリティ実習Ⅰ (2)

パーソナリティ実習Ⅱ (2)
 研究方法論Ⅰ (2)
 研究方法論Ⅱ (2)
 社会学史演習Ⅰ (2)
 社会学史演習Ⅱ (2)
 社会学理論演習Ⅰ (2)
 社会学理論演習Ⅱ (2)
 社会学演習Ⅰ (2)
 社会学演習Ⅱ (2)
 社会史演習Ⅰ (2)
 社会史演習Ⅱ (2)
 文化人類学学説演習Ⅰ (2)
 文化人類学学説演習Ⅱ (2)
 文化人類学演習Ⅰ (2)
 文化人類学演習Ⅱ (2)
 民俗学演習Ⅰ (2)
 民俗学演習Ⅱ (2)
 歴史民俗学演習Ⅰ (2)
 歴史民俗学演習Ⅱ (2)
 コミュニケーション演習Ⅰ (2)
 コミュニケーション演習Ⅱ (2)
 マス・コミュニケーション演習Ⅰ (2)
 マス・コミュニケーション演習Ⅱ (2)
 行動科学演習Ⅰ (2)
 行動科学演習Ⅱ (2)
 社会心理学演習Ⅰ (2)
 社会心理学演習Ⅱ (2)
 パーソナリティ演習Ⅰ (2)
 パーソナリティ演習Ⅱ (2)
 プロジェクトⅠ (2)
 プロジェクトⅡ (2)

心理学専攻

心理学特論 I (2)
 心理学特論 II (2)
 心理学特論 III (2)
 心理学特論 IV (2)
 心理学特論 V (2)
 心理学特論 VI (2)
 心理学特論 VII (2)
 心理学特論 VIII (2)
 心理学特論 IX (2)
 心理学特論 X (2)
 生物学特論 I (2)
 生物学特論 II (2)
 神経科学特論 I (2)
 神経科学特論 II (2)
 神経科学特論 III (2)
 神経科学特論 IV (2)
 精神医学特論 I (2)
 精神医学特論 II (2)
 発達科学特論 I (2)
 発達科学特論 II (2)
 発達科学特論 III (2)
 発達科学特論 IV (2)
 応用心理学特論 I (2)
 応用心理学特論 II (2)
 心理学特殊実験 I (2)
 心理学特殊実験 II (2)
 心理学特殊実験 III (2)
 心理学特殊実験 IV (2)
 知覚心理学演習 I (2)
 知覚心理学演習 II (2)
 知覚心理学演習 III (2)

教育学専攻

現代教育問題研究 (2)
 教育哲学演習 I (2)
 教育哲学演習 II (2)

知覚心理学演習 IV (2)
 発達心理学演習 I (2)
 発達心理学演習 II (2)
 発達心理学演習 III (2)
 発達心理学演習 IV (2)
 学習心理学演習 I (2)
 学習心理学演習 II (2)
 学習心理学演習 III (2)
 学習心理学演習 IV (2)
 認知心理学演習 I (2)
 認知心理学演習 II (2)
 認知心理学演習 III (2)
 認知心理学演習 IV (2)
 生理・神経心理学演習 I (2)
 生理・神経心理学演習 II (2)
 生理・神経心理学演習 III (2)
 生理・神経心理学演習 IV (2)
 臨床発達心理学演習 I (2)
 臨床発達心理学演習 II (2)
 臨床発達心理学演習 III (2)
 臨床発達心理学演習 IV (2)
 発達臨床基礎実習 I (2)
 発達臨床基礎実習 II (2)
 発達臨床基礎実習 III (2)
 発達臨床基礎実習 IV (2)
 発達臨床支援実習 I (2)
 発達臨床支援実習 II (2)
 発達臨床支援実習 III (2)
 発達臨床支援実習 IV (2)
 プロジェクト I (2)
 プロジェクト II (2)

教育哲学研究法 (2)
 教育哲学特論 (2)
 教育史演習 I (2)

教育史演習Ⅱ(2)	教育心理学研究法(2)
教育史研究法(2)	教育心理学特論(2)
教育史特論(2)	学校教育学演習Ⅰ(2)
比較教育学演習Ⅰ(2)	学校教育学演習Ⅱ(2)
比較教育学演習Ⅱ(2)	学校教育学研究法(2)
比較教育学研究法(2)	学校教育学特論(2)
比較教育学特論(2)	教育学特講(2)
教育心理学演習Ⅰ(2)	プロジェクトⅠ(2)
教育心理学演習Ⅱ(2)	プロジェクトⅡ(2)

- ② 社会学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、社会学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、社会学研究科委員会が定める。

第54条 演習は、前条に掲げた授業科目中演習のない講義についても設けることができる。

第55条 学生は、研究の趣旨をあらかじめ申し出て指導教授の指導を受けなければならない。

第56条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第57条 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科又は学部の授業科目の履修を指定することがある。

第58条① 他の研究科又は社会学研究科委員会の認める他大学大学院修士課程の授業科目は、指導教授が必要と認め社会学研究科委員会が承認した場合に限り、その指示に従いこれを選択履修することができる。

② 教育学専攻においては、社会学研究科委員会が認めた者に対し、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により、教育を行うことができる。

第59条 修士課程の修了要件は、第53条に定める授業科目中第61条に定める方法で32単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第60条 次条に定める単位数は、初年度に修得することを原則とする。

第61条① 授業科目の選択履修については、各専攻とも32単位以上履修しなければならない。なお、その内少なくとも16単位は、その所属専攻の授業科目でなければならない。

② 社会学研究科委員会があらかじめ指定した社会学研究科の授業科目について、入学前に指定した方法で修得し、入学後、社会学研究科委員会が認めた場合、第58条に定める他大学大学院修士課程の授業科目と合わせて8単位までを前項に定める単位数に算入することができる。

第62条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて社会学研究科委員会に提出しなければならない。

② 提出の時期、その審査および最終試験の日程は、社会学研究科委員会が定める。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第63条 社会学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
社会学研究科	社会学専攻	社会 国語・社会・英語 国語・社会・英語
	心理学専攻	
	教育学専攻	

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
社会学研究科	社会学専攻	地理歴史・公民 国語・地理歴史・公民・英語 国語・地理歴史・公民・英語
	心理学専攻	
	教育学専攻	

後期博士課程

第64条① 社会学研究科に設置する後期博士課程の授業科目とその配当単位数は、次の通りとする。

社会学専攻

社会学特殊研究Ⅰ (2)	行動科学特殊研究Ⅰ (2)
社会学特殊研究Ⅱ (2)	行動科学特殊研究Ⅱ (2)
社会学特殊講義 (2)	社会心理学特殊研究Ⅰ (2)
文化人類学特殊研究Ⅰ (2)	社会心理学特殊研究Ⅱ (2)
文化人類学特殊研究Ⅱ (2)	パーソナリティ特殊研究Ⅰ (2)
歴史民俗学特殊研究Ⅰ (2)	パーソナリティ特殊研究Ⅱ (2)
歴史民俗学特殊研究Ⅱ (2)	パーソナリティ特殊実習Ⅰ (2)
コミュニケーション特殊研究Ⅰ (2)	パーソナリティ特殊実習Ⅱ (2)
コミュニケーション特殊研究Ⅱ (2)	行動科学特殊演習Ⅰ (2)
社会学特殊演習Ⅰ (2)	行動科学特殊演習Ⅱ (2)
社会学特殊演習Ⅱ (2)	社会心理学特殊演習Ⅰ (2)
文化人類学特殊演習Ⅰ (2)	社会心理学特殊演習Ⅱ (2)
文化人類学特殊演習Ⅱ (2)	パーソナリティ特殊演習Ⅰ (2)
歴史民俗学特殊演習Ⅰ (2)	パーソナリティ特殊演習Ⅱ (2)
歴史民俗学特殊演習Ⅱ (2)	プロジェクトⅠ (2)
コミュニケーション特殊演習Ⅰ (2)	プロジェクトⅡ (2)
コミュニケーション特殊演習Ⅱ (2)	

心理学専攻

心理学特殊研究Ⅰ(2)
 心理学特殊研究Ⅱ(2)
 心理学特殊研究Ⅲ(2)
 心理学特殊研究Ⅳ(2)
 心理学特殊研究Ⅴ(2)
 心理学特殊研究Ⅵ(2)
 心理学特殊研究Ⅶ(2)
 心理学特殊研究Ⅷ(2)
 心理学特殊研究Ⅸ(2)
 心理学特殊研究Ⅹ(2)
 生物学特殊研究Ⅰ(2)
 生物学特殊研究Ⅱ(2)
 神経科学特殊研究Ⅰ(2)
 神経科学特殊研究Ⅱ(2)
 神経科学特殊研究Ⅲ(2)
 神経科学特殊研究Ⅳ(2)
 精神医学特殊研究Ⅰ(2)
 精神医学特殊研究Ⅱ(2)
 応用心理学特殊研究Ⅰ(2)
 応用心理学特殊研究Ⅱ(2)
 発達科学特殊研究Ⅰ(2)
 発達科学特殊研究Ⅱ(2)
 発達科学特殊研究Ⅲ(2)
 発達科学特殊研究Ⅳ(2)
 知覚心理学特殊演習Ⅰ(2)
 知覚心理学特殊演習Ⅱ(2)
 知覚心理学特殊演習Ⅲ(2)
 知覚心理学特殊演習Ⅳ(2)
 発達心理学特殊演習Ⅰ(2)

教育学専攻

現代教育問題研究特殊(2)
 教育哲学演習特殊Ⅰ(2)
 教育哲学演習特殊Ⅱ(2)
 教育哲学研究法特殊(2)
 教育哲学研究特殊(2)
 教育史演習特殊Ⅰ(2)

発達心理学特殊演習Ⅱ(2)
 発達心理学特殊演習Ⅲ(2)
 発達心理学特殊演習Ⅳ(2)
 学習心理学特殊演習Ⅰ(2)
 学習心理学特殊演習Ⅱ(2)
 学習心理学特殊演習Ⅲ(2)
 学習心理学特殊演習Ⅳ(2)
 認知心理学特殊演習Ⅰ(2)
 認知心理学特殊演習Ⅱ(2)
 認知心理学特殊演習Ⅲ(2)
 認知心理学特殊演習Ⅳ(2)
 生理・神経心理学特殊演習Ⅰ(2)
 生理・神経心理学特殊演習Ⅱ(2)
 生理・神経心理学特殊演習Ⅲ(2)
 生理・神経心理学特殊演習Ⅳ(2)
 臨床発達心理学特殊演習Ⅰ(2)
 臨床発達心理学特殊演習Ⅱ(2)
 臨床発達心理学特殊演習Ⅲ(2)
 臨床発達心理学特殊演習Ⅳ(2)
 発達臨床基礎特殊実習Ⅰ(2)
 発達臨床基礎特殊実習Ⅱ(2)
 発達臨床基礎特殊実習Ⅲ(2)
 発達臨床基礎特殊実習Ⅳ(2)
 発達臨床支援特殊実習Ⅰ(2)
 発達臨床支援特殊実習Ⅱ(2)
 発達臨床支援特殊実習Ⅲ(2)
 発達臨床支援特殊実習Ⅳ(2)
 プロジェクトⅠ(2)
 プロジェクトⅡ(2)

教育史演習特殊Ⅱ(2)
 教育史研究法特殊(2)
 教育史研究特殊(2)
 比較教育学演習特殊Ⅰ(2)
 比較教育学演習特殊Ⅱ(2)
 比較教育学研究法特殊(2)

比較教育学研究特殊 (2)
 教育心理学演習特殊Ⅰ (2)
 教育心理学演習特殊Ⅱ (2)
 教育心理学研究法特殊 (2)
 教育心理学研究特殊 (2)
 学校教育学演習特殊Ⅰ (2)

学校教育学演習特殊Ⅱ (2)
 学校教育学研究法特殊 (2)
 学校教育学研究特殊 (2)
 教育学講義特殊 (2)
 プロジェクトⅠ (2)
 プロジェクトⅡ (2)

② 社会学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、社会学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、社会学研究科委員会が定める。

第65条 演習は、前条に掲げた授業科目中演習のない講義についても設けることができる。

第66条 学生は、研究の題目をあらかじめ申し出て指導教授の指導を受けなければならない。

第67条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第68条 他の研究科における博士課程の授業科目は、指導教授が必要と認め社会学研究科委員会が承認した場合に限り、その指示に従いこれを選択履修することができる。

第69条 博士課程の修了要件は、第64条に定める授業科目中次条に定める方法で20単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第70条 授業科目の選択履修については、各専攻とも20単位以上履修しなければならない。

なお、その内、少なくとも12単位は、その所属専攻の授業科目でなければならない。

第71条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて社会学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第72条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。